

千葉県告示第9号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年1月6日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月6日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 浜野町6号線	中央区浜野町1025番525から 中央区浜野町1025番102まで	令和5年1月6日